

ドイツにおける近代会計法の展開

久保田 秀樹

I. はじめに

「ドイツ会計法の誕生」は、1861年の普通ドイツ商法典 (Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch von 1861) に遡る (Zwirner 2015, S.218)。すなわち、普通ドイツ商法典によって、財産目録と貸借対照表の作成が義務となり、同時に一般的評価ルールが確定された。

その後、資産別評価基準、決算書様式標準化および外部監査人監査という近代会計法の整備は、株式法によって大企業中心に行われた。しかし、ここ30年間については、ドイツ商法典 (Handelsgesetzbuch ; HGB) が、総ての企業の計算面の基本法としてダイナミックに整備されてきた。そして、直近の改正として、会計指令転換法 (Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz ; BilRUG) によって、ドイツの立法当局は、指令 2013/34/EU (Richtlinie 2013/34/EU ; 以下では EU 会計指令 ; EU 文書, 10) を期限どおりに国内法に転換した。さらに、いわゆる CSR 指令 (Richtlinie 2014/95/EU ; EU 文書, 11) が、CSR 指令転換法 (CSR-Richtlinie-Umsetzungsgesetz ; CSR-RUG) によって国内法に転換されようとしている。

本稿では、ドイツにおける近代会計法の展開について考察する。

II. 1931年改正株式法, 1937年株式法および1965年株式法

1931年9月16日付の大統領緊急命令 (Verordnung des Reichspräsidenten

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

über Aktienrecht, Bankenaufsicht und eine Steueramnestie vom 19. September 1931)による株式法の一部改正により、年度決算書（貸借対照表および損益計算書）並びに営業報告書について詳細な規定が設けられた（第5条）。また、決算書監査人（外部監査人）による毎年の決算書監査が義務づけられた（第6条）。但し、強制監査については、資本金300万ライヒスマルク以上の株式会社および株式合資会社（Kommanditgesellschaft auf Aktien）に限定された。

この命令の施行期日は、一部を除き同年10月1日とされ、除外された一部についても12月15日付の第一施行規則により即日施行された。その後、1932年には資本額による制限が50万ライヒスマルクに引き下げられ、さらに1934年には資本額による制限が撤廃された。そして、1937年には株式法が全面改正された（Aktiengesetz von 1937）。その第135条の規定によって、すべての株式会社および株式合資会社について、監査なしに確定された決算書は無効とされた。1937年株式法改正の目標設定は、第一に債権者および株主保護の強化であった（Zwirner 2015, S.219）。

ドイツの会計報告の発展における次の大きな段階は、1965年株式法（Aktiengesetz von 1965）によって形成された。1965年株式法の項目分類・評価規定は、以降ドイツ商法全体における正規の簿記原則（GoB）としての地位を確立することになった（黒田1993, 15頁）。1965年株式法は、初めて連結会計報告の規定も含んでいたが、国内連結会社についてのみ連結義務を規定していた。

株式法のより厳しい規制に基づき、法形態の変更が、特定の開示義務を回避するのに利用される可能性があったが、立法当局は、この迂回可能性を1969年8月15日の開示法（Publizitätsgesetz）によって撤廃した。債権者保護のために、規定された規模以上および企業集団については、大企業に対する株式法の規定が、その法形態に関係なく拘束力を持った。このように、株式

法及び開示法による近代的会計規制の整備は、大企業中心であった。

III. 会計指令法 (1985年)

ドイツの立法当局は、EC 第4号指令 (Richtlinie 78/660/EWG ; EU 文書, 1), EC 第7号指令 (Richtlinie 83/349/EWG ; EU 文書, 2) および EC 第8号指令 (Richtlinie 84/253/EWG ; EU 文書, 3) の国内法への転換義務を1985年12月19日の会計指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz ; BiRiLiG) によって履行し、それによって、HGBの規定を包括的に改革した。この時以来、それ以前に支配的であった法形態中心主義を補充するものとして、開示法の特殊ケースに限定されていた規模中心主義がHGBに組み入れられた。すなわち、会計報告規定は、主としてHGB中に設定され、これが、例えば、株式法、有限会社法、協同組合法といった特別法における少数の規定で補充されることになった。

EC 第4号指令の転換による BiRiLiG におけるアングロサクソンの影響の最たるものは、同指令第2条の規定による「真実かつ公正な概観」(true and fair view) についての規定である。同条第5項には、例外の場合を除いて法律上の会計規定を適用すれば真実かつ公正な概観を提供しないことになるときは、下掲のように、当該規定から離脱しなければならないという条項がある。

「第2条第5項

例外として、本指令の規定を適用すれば第3項に定める義務に反することとなる場合、第3項にいう真実かつ公正な概観を与えるため、当該規定からの離脱を設けるものとする。かかる離脱の旨は、財産、財務及び収益の状況に及ぼす各影響の記載と共に注記・附属明細書において表示し、かつその理由を明記しなければならない。加盟国は、例外的ケースを限定し、かつこれに対応する離脱の制度を定めることができる。」

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

BiRiLiG による改正後の HGB には、当離脱規定はなく、下掲のように、注記・附属明細書に追加的記載をすればよいだけである。

「HGB 第264条第2項

資本会社の年度決算書は正規の簿記原則を遵守し資本会社の財産、財務及び収益の状況について真実かつ公正な概観を伝達しなければならない。特別の事情のため年度決算書が第1文にいう真実かつ公正な概観を伝達しない場合には、注記・附属明細書に追加的記載を行わなければならない。」

IV. 会計法現代化法（2009年）以前のドイツ商法現代化の経緯

1998年の資本調達容易化法（KapAEG）によって、ドイツの取引所上場会社は、「国際的に認められた会計原則」準拠の連結決算書を HGB 準拠決算書として免責的に認められた。さらに1998年の企業領域統制・透明化法（KonTraG）、2000年の資本会社& Co. 指令法（KapCoRiLiG）、2002年の透明化・開示法（TransPuG）により、資本市場指向型会計（kapitalmarktorientierte Rechnungslegung）の整備を中心に、連結決算に限定した商法現代化が進められた。そして、2004年の会計法改革法（BilReG）によって、EU の IAS 適用規則等がドイツで国内法化され、2005年1月1日より、資本市場指向型会社の連結決算については、他の EU 加盟国同様、国際財務報告基準（IFRS）が強制適用されている。これによって、1998年以降の連結決算に関する規制のグローバル化は、一応完了した。以下は、これらの2009年の会社法現代化法（BilMoG）制定以前の商法現代化の経緯についての、会計規制に関わる点を中心にした概観である。なお、これらの法律も、上掲の BiRiLiG と同様、いずれも、関連する HGB 等の法律の特定の条文を改正・新設する「条項法」（Artikelgesetz）である。

① 資本調達容易化法 (1998年)

ドイツ企業に対する資本市場の意義の増大が、1990年代初めに、ドイツ企業に国際的証券取引所、特にニューヨーク市場への上場を促した。それによって、ドイツの国内規範により作成された決算書はアメリカ合衆国での上場には認められなかったため、国際的会計基準が、ますます会計報告の焦点となった。ドイツの会計報告規範が、債権者保護および慎重性の原則により形成されているのに対し、国際的会計基準においては、意思決定に有用な情報の準備による資本市場指向が中心である (Zwirner 2015 S. 220)。

1998年4月20日に制定された資本調達容易化法 (KapAEG) によって、上述のように取引所上場会社は「国際的に認められた会計原則」準拠の連結決算書を商法決算書 (Handelsbilanz) として免責的に認められた。なお、この措置は2004年末までの時限的なものであった。

② 企業領域統制・透明化法 (1998年)

立法当局は、企業領域における統制・透明化法 (KonTraG) によって、上場企業向けと非上場企業向けの会計報告義務を区別した。1998年4月27日に制定された企業領域統制・透明化法 (KonTraG) による変化の第一点は、連結注記・附属明細書にキャッシュフロー計算書 (Kapitalflussrechnung) とセグメント報告書 (Segmentberichterstattung) が導入されたことである。

また、KonTraG および HGB 第342条ならびに第342a条の創設によって、ドイツ会計基準委員会 (Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee ; DRSC) のための礎石がおかれた。DRSCによって作成されるドイツ会計基準 (Deutsche Rechnungslegungsstandards ; DRS) は、法律とは明確に区別され、その適用範囲は連結会計レベルに限定された。

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

③ 資本公司 & Co. 指令法（2000年）

2000年2月24日に制定された資本公司 & Co. 指令法（KapCoRiLiG）によって、1990年からの有限会社 & Co. 指令（Richtlinie 90/605/EWG；EU 文書，4）がドイツ法に転換された。KapCoRiLiG によって、資本市場指向の一定の非資本公司にまで連結決算書に関する免責措置の適用範囲が拡大された。

④ 透明化・開示法（2002年）

ドイツの立法当局は、2002年7月19日に成立した透明化・開示法（TransPuG）によって既に4年前に明確に導入された、会計法の領域における変化を前進させた。TransPuG は、ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスの側面を強化し、ドイツの国内連結会計報告の「現代化」のために DRSC の提案「会計の国際化に関する法律案」を取り上げた。取引所セグメントのノイア・マルクト（Neuer Markt）と SMAX で既に前もって国際的会計規定の適用義務が要請された後、この義務が、ドイツ取引所状況の再編成によって、いわゆるプライム・スタンダードの総ての企業に拡張された。

⑤ 会計法改革法（2004）

2004年12月15日に制定された「会計法改革法」（BilReG）のポイントは、決算書監査人の独立性強化の達成と共に、以下の4つのEUの規則および指令に対するHGBの適応を目的とした点にあった。

- (1) IAS 適用規則（Verordnung（EG）Nr. 1606/2002；EU 文書，6）
- (2) 会計法現代化指令（Richtlinie 2003/51/EG；EU 文書，8）
- (3) 公正価値指令（Richtlinie 2001/65/EG；EU 文書，5）
- (4) 規模境界値修正指令（Richtlinie 2003/38/EG；EU 文書，7）

これらの目標は、特に、資本市場指向的企業に対する、より厳密な透明性

要請および国内商事法上の選択権の縮小に見ることができるとされる (Zwirner 2015, S. 222)。なお、引き続き配当・課税目的のために HGB 準拠の個別決算書は作成されねばならない。

⑥ 会計統制法 (2004年)

2004年12月8日に制定された会計統制法 (BilKoG) により、ドイツの立法当局は、会計報告への信頼を揺さぶった、多数の国内会計スキャンダルおよび企業リスクに反応し、過去において苦情のあった「施行の間隙」を埋めた (Zwirner 2015, S.222)。BilKoG によって二段階のエンフォースメント (enforcement) 体制がドイツに確立された。すなわち、第一段階としての、会計報告規定の違反についての監視機関である財務報告監視機関 (die Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung ; DPR) の設立。そして、第二段階としての、連邦金融監督庁 (die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht ; BaFin) の設立であった。

V. 会計法現代化法 (2009年)

上述の連結決算に限定した会計法現代化の後、2009年からの会計法現代化法 (BilMoG) によって、個別決算について1980年代以来最大の改革が行われた (Zwirner 2015, S. 222)。すなわち、2009年5月29日に発効した BilMoG は、HGB の計算規定を永続的かつ IFRS と等価の関係にする一方、よりコスト効率的で簡便な代替法を発展させ、企業に不要な負担を課さないことを目的とした。同時に、HGB 計算規定の範囲を越えることなく、正規の簿記原則 (GoB) の定評あるシステムが保持された。商法決算書は、依然として配当の基礎であり、課税所得計算の基準である。その主な改正点は以下の通りであった (久保田2014, 第2章参照)。

- (1) 一定規模以下の個人商人 (Einzelkaufleute) に対する規制緩和

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

- (2) 商法決算書の情報提供機能の改善
- (3) HGB 開放条項（Öffnungsklausel）の削除
- (4) 税務上の選択権行使の前提設定

BilMoG も、「条項法」であり、HGB の改正以外に所得税法（EStG）等の改正も含んでいる。日本の損金経理要件に類似した「逆基準性」（umgekehrte Maßgeblichkeit）は、EStG 旧第 5 条第 1 項第 2 文が除かれたことにより廃止された。その結果、税務上の選択権の行使は、商法決算書上の計上から独立して可能となった。

VI. マイクロ資本金会社会計法改正法（2012年）

マイクロ資本金会社会計法改正法（Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz; MicroBilG）は、2012年11月29日に制定され、同年12月28日から施行されている。この法律によって、マイクロ企業に関する、特定の法形態の会社の年度決算書についての、いわゆる EU のマイクロ企業指令（Richtlinie 2012/6/EG; EU 文書，9）が、ドイツ法に転換された。マイクロ企業指令および MicroBilG は、マイクロ資本会社に対して年度決算書作成および公開における軽減を行なうことが目的であった。

MicroBilG によって新たに規定された HGB 第 267a 条は、HGB 第267条による小資本金会社、中資本金会社ならびに大資本金会社という規模クラスに「マイクロ資本会社」（Kleinstkapitalgesellschaft）という企業カテゴリーを追加した。

マイクロ資本会社に対する年度決算書に関する軽減は、以下の通りであった（久保田2014，第 4 章参照）。

- (1) 年度決算書の注記・附属明細書分の拡大の放棄
- (2) 特定の人的会社に対する規制
- (3) 要約貸借対照表分類設定

- (4) 損益計算書の要約呈示設定
- (5) 公開義務の縮小
- (6) 閲覧権の制限
- (7) 軽減と公正価値評価禁止
- (8) 企業集団固有の規定と協同組合への非適用

VII. 会計指令転換法 (2015年)

ドイツ連邦議会は2015年6月18日に会計指令転換法 (BilRUG) を可決し、7月10日に連邦参議院がこれに同意した。連邦大統領による署名により、2015年7月17日付けで BilRUG が、2015年7月22日に連邦官報で公表され、2015年7月23日の布告後正式に正式に発効した。これによって、上述のように、ドイツは、EU会計指令を期限どおりに国内法に転換した。BilRUG も「条項法」である。その主な改正点は以下の通りであった (久保田2015参照)。

- ①引き受けられた債務に対する保証義務
- ②資本参加会社のマイクロ資本会社からの排除
- ③連結会計報告の免除
- ④計上および評価原則
 - (1)営業収益の新定義
 - (2)臨時費用・収益
 - (3)自己創設された無形資産
 - (4)調達価格縮減の帰属可能性
- ⑤同一期間に受領された資本参加収益に対する配当禁止
- ⑥注記・附属明細書記載の拡大
 - (1)身元確認のための記載
 - (2)債務明細書
 - (3)責任関係

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

- (4)貸借対照表および損益計算書の説明
 - (5)固定資産明細書
 - (6)貸借対照表に含まれない取引
 - (7)営業収益の分類
 - (8)収益税分割の廃止
 - (9)機関構成員に対する前貸金等
 - (10)持分所有
 - (11)有償取得されたのれんの計画的償却
 - (12)親企業についての記載
 - (13)享益権およびそれに相当する権利
 - (14)潜在的租税
 - (15)異常費用・収益
 - (16)他の事業年度に帰属させるべき費用・収益
 - (17)後発事象報告
 - (18)損益処分
- ⑦連結決算書
- (1)資本連結
 - (2)貸方差額の取扱
 - (3)持分法
- ⑧監査および公開
- (1)決算書監査における明確化
 - (2)監査済み決算書の公開義務

上掲のように、BilRUGは、注記・附属明細書における多数の記載義務を改正した。新たな記載のほかに、一部、既に存在する記載義務が変更された。

VIII. EU 会計指令の非転換

EU 会計指令には、前述のように、アングロサクソンの会計基準である IFRS 由来のアプローチがある。しかし、以下に見るように、ドイツでは、EU の指令が額面どおり総て国内法化されているわけではない。30年以上に渡って、超国家的準則 (supranationalen Vorgaben) としての EU の規則や指令の国内法化が、ドイツの会計報告を特徴付けたが、ドイツの立法当局は、加盟国選択権および企業選択権を常に将来を見据えて行使してきたとされる (Zwirner 2015 S. 223)。

① 重要性原則

EU 会計指令は、下掲のように、重要性原則 (Wesentlichkeitsgrundsatz) を明確に定式化している。その際、加盟国は、例外規定の適用範囲を表示および開示に限定することができる。

「会計指令第 6 条第 1 項(j)および同条第 4 項

(j)認識、測定、表示、開示および連結に関して、本指令に示された要件は、その遵守の影響が重要でないとき、強制される必要はない。

… (中略) …

4. 加盟国は、第 1 項の(j)の範囲を表示と開示に限定することができる。」

その他の点では、EU 会計指令は、「重要な」(wesentlich) を、利用者が企業の決算書に基き行う意思決定に、その省略や不正確な記載が影響を及ぼすということが合理的に予測されうる情報提供の状態として定義している。その際、個別項目の重要性は、下掲のように、他の類似の項目との関連で評価されねばならない。

「会計指令第 2 条第 16 号

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

『重要な』とは、その省略や不正確な記録が、当該企業の財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定に相当の影響を及ぼす可能性のある場合の情報の状況を意味する。個々の項目の重要性は、他の類似の項目の文脈において査定されるものとする。」

ここにおいて、EU 会計指令が、IFRS の概念フレームワーク並びに IAS 第 8 号および IAS 第 1 号を指向していることが認識できる (Theile2015, S. 10)。確かに、重要性原則は、依然として抽象的かつ解釈を必要とする。決算書作成者は、情報の受け手の身になって考えなければならないことは確かです。情報の省略又は不正確な記載が意思決定に影響を与える可能性があるかどうかは問題である。しかし、重要性の基本的解釈に関して国際的合意を形成することは少なくとも有害ではないだろうとされる (Theile 2015, S. 10)。

それにもかかわらず、立法当局は、重要性についての条文を、EU 会計指令から明らかなようには HGB に受け継がなかった。BilRUG の政府草案 (Regierungsentwurf ; RegE) の立法理由書は、重要性原則について、以下のように述べているに過ぎない (BilRUG 政府草案, 48頁)。

「重要な新規定は、括弧で囲まれた箇所における一般原則の、より強力な規定にも見られる。そこでは、重要性の原則 (第 2 条第 16 号, 第 6 条第 1 項の(j)および指令前文(17)) および経済的観察の原則 (第 6 条第 1 項の(h)および指令前文(16)) が強調される。これらの原則は、従来、指令 78/660/EGW および 83/349/EGW の個別規定に含まれ、ドイツ法では、正規の簿記原則の顧慮の下で転換された。新会計指令の第 2 章における新規定の中心的位置は、これらの原則の意義を明確に示している。しかし内容的変更は無く、指令の転換もそのことを考慮するべきだろう。」

但し、重要性原則は、単なる明文化されない GoB 解釈というわけではな

い。以下のように、HGBの多くの箇所、明示的言及がある。

〔HGB第240条第3項（固定価値記載額）〕

有形固定資産に属する資産並びに原材料、補助材料及び貯蔵品は、規則的に取替えられ、かつ企業にとりその総価額の重要性が乏しい場合には、その有価が規模、価額及び構成につき僅かしか増減しない範囲において、これを不変の数量及び不変の価額によって計上することができる。（傍点；筆者）〕

〔HGB第265条第7項第1号（項目の統合）〕

第264条第2項にいう真実かつ公正な概観の伝達にとり重要でない金額を含むか、又は、……（傍点；筆者）〕

〔HGB第296条第2項（子企業の完全連結の放棄）〕

子企業は、企業集団の財産、財務及び収益の状況についての真実かつ公正な概観を伝達する義務につき重要性が乏しいときには、これを連結決算書に組入れる必要がない。（傍点；筆者）〕

〔HGB第303条第2項（債権・債務連結）〕

第1項は、除去すべき金額が企業集団の財産、財務及び収益の状況についての真実かつ公正な概観の伝達にとり重要性が乏しいときには、これを適用する必要がない。（傍点；筆者）〕

〔HGB第304条（連結会社間取引の未実現利益の除去）〕

第1項は、そのほか、第1項による連結会社間取引の未実現利益の処理が企業集団の財産、財務及び収益の状況についての真実かつ公正な概観の伝達にとり重要性が乏しいときには、これを適用する必要がない。（傍点；

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

筆者）」

「HGB 第305条第2項（費用・収益連結）

費用及び収益は、除去すべき金額が企業集団の財産、財務及び収益の状況についての真実かつ公正な概観の伝達にとって重要性が乏しいときには、これを第1項に従って除去する必要がない。（傍点；筆者）」

② 実質優先原則

EU 会計指令においては、ドイツでは「経済的観察法」（wirtschaftliche Betrachtungsweise）と呼ばれる実質優先（“substance over form”）原則について、以下のように規定されている。しかし、導入免除が規定されているため、ドイツの立法当局によっては、明示的には受け入れられていない。

「会計指令第6条第1項の(h)および同条第3項

(h)損益計算書および貸借対照表上の項目は、関連する取引又は関連する協定の実態を配慮して会計処理及び表示されるものとする。

…（中略）…

3. 加盟国は、第1項の(h)の要件を企業に免除することができる。」

③ 真実かつ公正な概観の離脱規定

EC 第4号指令の第2条および第4条（EU 会計指令の第4条第3項）によって要請される、真実かつ公正な概観原則は、立法当局によって、前述のBiRiLiGで、HGB 第264条第2項第1文および第2文として転換された。

さらに、EC 第4号指令の第2条第5項（EU 会計指令の第4条第4項）は、その適用がそうした概観を伝達できない場合、当指令の規定からの離脱の義務を規定している。しかし、上述のように、この条文は、BiRiLiGによって転換されなかったし、BiRUGによっても転換されていない。なお、この

点についての議論が新たに再燃することも、あり得ないことではないという指摘もある (Theile 2015, S. 12)。

IX. EU 会計指令と IFRS との相違点

EU 会計指令には、IFRS 由来のアプローチがある一方で、IFRS とは異なる点もある。例えば、公正価値について、第 8 条第 1 項では、以下のように規定している。

「第 8 条 公正価値の代替的測定基準

第 6 条第 1 項の(i)からの逸脱により、かつ本条に示された条件に従って、以下ようになる：

- (a)加盟国は、すべての企業又は一部の規模の企業について、デリバティブを含む金融商品の公正価値での測定を許容又は強制するものとする；かつ
- (b)加盟国は、すべての企業又は一部の規模の企業について、公正価値を参照して決定された金額での、金融商品以外の、特定のカテゴリーの資産の測定を許容又は強制することができる。

そうした許容又は強制は、連結財務諸表に限定することができる。(傍点；筆者)」

また、第12条の特定の貸借対照表項目に対する特別規定の第 9 項では、以下のように、後入先出法も、選択可能とされている。

「加盟国は、同じカテゴリーの棚卸資産および、投資を含む総ての代替可能項目の購入価格又は製作原価が、加重平均価格法、『先入先出』(FIFO) 法、『後入先出』(LIFO) 法、又は一般に認められた最良実務を反映する方法のいずれかで算定されることを許容することができる。

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

（傍点；筆者）」

X. CSR 指令転換法（CSR-RUG）の参事官草案

2014年11月15日に、特定の大企業および大企業集団による非財務説明書（nichtfinanzielle Erklärung）およびダイバシティ（diversity；多様性）に関する情報の公開についての、前述のいわゆる CSR 指令が、EU 官報で公表された。CSR 指令は、（連結）状況報告書における拡大された記載に関して、EU 会計指令を補完する。

連邦司法省（BMJV）は、2015年4月27日に、「CSR 指令の転換について－状況報告書の改革」という短い計画書を公表し、2016年3月11日に CSR 指令転換法（CSR-RUG）の参事官草案（Referentenentwurf）を公表した。以下では、非財務説明書の概要およびダイバシティ報告を紹介する。なお、CSR-RUG も、関連する商法（HGB）等の法律の特定の条文を改正・新設する条項法である。したがって、以下で「HGB 草案」とあるのは、CSR-RUG によって、改正・新設予定の HGB の条文である。

1. 非財務的説明書

①適用領域

CSR-RUG 参事官草案によると、以下の3つのメルクマールを満たす限り、当資本会社は、非財務説明書の作成義務がある（HGB 草案第 289b 条第 1 項第 1 号～第 3 号）。

1. 資本会社が、HGB 第267条第 3 項第 1 文の意味で大規模である。
2. 資本会社が、HGB 第 264d 条の意味で資本指向的である。
3. 資本会社が、年平均で500名超の従業員を有する。

この場合、HGB 第267条第 3 項第 1 文の規模規準が満たされねばならず、

かつ、HGB 第267条第3項第2文に関連するHGB 第264d条の意味での資本指向性によっては満たすことはできない。資本公司の他に、HGB 草案第336条第2項第1文第2号による協同組合およびHGB 第264a条の意味での有限責任人的商事会社も対象となる。さらに、金融機関および保険会社も、HGB 第267条第3項第1文の意味での規模に妥当し、年平均で500名超の従業員を有する限り対象となる（HGB 草案第340a条第1a項および第341a条第1a項）。

②非財務説明書の内容

非財務説明書は、一方で、報告義務のある会社のビジネスモデルの簡略な説明を内容としなければならない（HGB 草案第289c条第1項）。他方、少なくとも以下の内容が組み入れられねばならない（HGB 草案第289c条第2項第1号～第5号）。

1. 環境関係事項
2. 従業員関係事項
3. 社会関係事項
4. 人権の顧慮
5. 汚職および贈収賄の撲滅

これらについて、報告義務のある企業は、以下の記載が、資本公司の事業経過、事業成果、状況、並びにHGB 草案第289c条第2項に挙げられた点に対するその活動の影響の理解にとって必要である限り、非財務説明書において表示されねばならない（HGB 草案第289c条第3項第1号～第7号）。

1. 追求される計画の説明
2. 適用されるデュー・デリジェンス・プロセスの説明
3. 追求される計画の成果

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

4. 自己の事業活動に結びつき、かつ第2項に挙げられた点に極めて重大なマイナスの影響を及ぼす可能性が高い、又は高いであろう重要なリスク、並びに当リスクの取扱い
5. 当会社の事業関係、その製品およびサービス給付に結びつき、かつ第2項に挙げられた点に極めて重大なマイナスの影響を及ぼす可能性が高い、又は高いであろう重要なリスクの記載に意味があり、当リスクについての報告が割に合う範囲での当リスク、並びに当リスクの取扱い
6. 事業活動について意味のある最重要の非財務業績指標
7. 状況にとって必要な範囲での、年度決算書で表示される金額および追加的説明

報告義務のある会社がHGB 草案第 289c 条第 2 項で挙げられた点に関して計画を追求しない限り、当会社は、これを非財務説明書において理由を説明しなければならない（HGB 草案第 289c 条第 4 項）。「安全ルール（Safe Harbor）」としてのHGB 草案第 289e 条による記載は、それが当会社の理性ある商人の判断により重大な不利益を与え、当省略が真実かつ公正な概観原則に抵触しない限り、省略できる（Stawinoga/Velte 2016, S. 842）。

非財務説明書の作成の枠内において、国内フレームワーク、ヨーロッパのフレームワーク並びに国際的フレームワークを考慮することができ、その結果、当報告書は、例えばグローバル報告イニシアティブ（Global Reporting Initiative；GRI）、ドイツ持続性コード（Deutsche Nachhaltigkeitskodex；DNK）又は国際統合報告協議会（International Integrated Reporting Council；IIRS）のいずれかのフレームワークに基づき作成することができる（Stawinoga /Velte 2016, S. 842）。

③ 加盟国選択権

CSR-RUG 参事官草案は、CSR 指令の、非財務説明書の開示および監査に関連する2つの加盟国選択権の継承を規定し、それによれば非財務説明書は、状況報告書内で記載されるか（HGB 草案第 289b 条第 1 項）、又は状況報告書報告外の独立した非財務説明書の作成によって、新たな報告義務を履行することができる（HGB 草案第 289b 条第 3 項）。この独立した非財務説明書は、HGB 草案第 289c 条の内容的基準値を満たさねばならず、状況報告書報告と共に、又は当資本会社のインターネットサイト上で決算日後 6 ヶ月以内に公表されねばならない（HGB 草案第 289b 条第 3 項第 1 号～第 2 号）。

その上、ドイツの立法当局は、非財務説明書の監査に関する加盟国選択権の承継を規定している。それによれば、非財務説明書は、決算書監査人による形式監査義務のみを受ける（HGB 草案第317条第 2 項第 4 文）。それに対して、非財務説明書の内容的監査は、強制されておらず、その結果、非財務説明書と状況報告書報告は、異なる監査強度を示す。HGB 草案第 289b 条第 4 項は、独立した監査機関（例えば、コンサルタント又は決算書監査人）による非財務説明書の実質的検査の場合、検査成果が非財務説明書に準じて公開されねばならないと規定している。

2. ダイバシティ報告

非財務的説明書のほかに、CSR 指令により、EU 会計指令第20条には、第 1 項に下掲の(g)が追加された。それによると、報告義務のある企業は、コーポレートガバナンス報告書の枠内で、ダイバシティ政策について報告しなければならない。

「(g)年齢、性別、地理的ダイバシティ、学歴および職歴といった側面に関する管理機関、経営機関および監督機関についての、会社のダイバシティ政策の記述、当政策が如何に履行されてきたか、そして報告期間におけ

ドイツにおける近代会計法の展開（久保田秀樹）

る結果。会社がそうした政策を持たない場合、何故持たないかについての明確かつ筋の通った説明を報告書は含まねばならない。」

2016年1月1日以降 HGB 第 289a 条第 2 項第 5 号により、コーポレートガバナンスについての説明書（Erklärung zur Unternehmungsführung）の開示義務がある企業は、ダイバシティ政策についての報告義務がある。

非財務的説明書の枠内におけるのと同様に、ダイバシティ政策を有する、報告義務のある企業は、「遵守か説明かアプローチ」（Comply-or-Explain-Ansatz）により対応しなければならない。

（付記：2016年9月21日に、CSR-RUG の政府草案（Regierungsentwurf）が公表された。）

XI. 結びに代えて

2016年4月12日に、欧州委員会は、EU 会計指令の改正案（2016/0107（COD）；EU 文書，12）を公表した。当改正案は、EU 域内で事業を行う多国籍企業による「国別」報告書（“Country-by-Country” Reporting）の情報開示の様式を定めることを目的としている。当報告書については、ドイツは、「（連結）支払報告書」（“（Konzern-）Zahlungsbericht”）として既に BilRUG によって HGB 第 341q 条～第 341y 条で国内法化している。

なお、EU の CSR 指令 2014/95/EU は、2016年12月6日までに国内法に転換されねばならないが、ドイツでの国内法化はそれより遅れる予定である。なお CSR 指令転換法は、2017年1月1日以降に始まる事業年度について適用されねばならない。

本稿で見てきたように、ドイツ商法典（HGB）は、1985年以降、総ての企業の計算面の基本法としてダイナミックに整備されてきた。一方、日本では、「平成17年の会社法の創設で、会社法は…（中略）…『計算』に関する問題は

『一般に公正妥当と認められる企業会計の基準』に委ねる体制をとったことで、計算面(実務面)における基本法としての役割を放棄した。」(武田2008, 31頁)その結果、例えば、会計規制へのIFRSの影響拡大に対する対処について日独では、異なるものとなっている。

文献

- 稲見亨2004『ドイツ会計国際化論』森山書店。
———2015「EUの『新会計指令』へのドイツの対応」『會計』第188巻第2号。
久保田秀樹2014『ドイツ商法現代化と税務会計』森山書店。
———2015「会計指令転換法(BilRUG)によるドイツ商法計算規定の重要な改正について」『甲南経営研究』第56巻第3号。
黒田全紀1987『解説 西ドイツ新会計制度—規制と実務—』同文館。
黒田全紀編1993『ドイツ財務会計の論点』同文館。
慶応義塾大学商法研究会訳1969『西独株式法』慶応義塾大学法学研究会。
神戸大学外国法研究会編1939(復刻版1991)『独逸商法〔Ⅲ〕』現代外国法典叢書(8), 有斐閣。
武田隆二2008『最新財務諸表論〔第11版〕』中央経済社。
松本剛1990『ドイツ商法会計用語辞典』森山書店。
宮上一男/W フレーリックス1992『現代ドイツ商法典』森山書店。
山口幸五郎編1984『EC会社法指令』同文館出版。
W. ブッセ フォン コルベ, 尾畑裕訳1992「ドイツにおける財務会計—過去三〇年をふりかえって」『會計』第141巻第2号。
Dirk, Lorenz 2016, “Referentenentwurf zur Umsetzung der CSR-Richtlinie-Weniger ist mehr”, *Der Betrieb (DB)* Nr. 14.
Fink, Christian/Schmidt, Rüdiger 2015, “Neue Entwicklungen in der Lageberichterstattung”, *DB* Nr. 38.
Stawinoga, Martin/Velte, Patrick 2016, “Referentenentwurf für eine CSR-Richtlinie-Umsetzungsgesetz”, *DB* Nr. 15.
Theile, Carsten 2015 *Bilanzrichtlinie-Umsatzungsgesetz (BilRUG)*, nwb BRENNPUNKT.
Zwirner, Christian 2015 “Entwicklung des Deutsches Bilanzrechts - Ein Einblick auf mehr als 30 Jahre suparnationale Flüsse”, *Wirtschaftsprüfung (WPg)* 2015, Heft 5.
Zwirner, Christian hrgs., 2016, *BilRUG*, C. H. Beck.
Zwirner, Christian/Vodermeier, Michael 2016 “Einführung der Zahlungsbericht nach BilRUG”, *DB* Nr. 17.

EU文書

1. Richtlinie 78/660/EWG des Rates vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den **Jahresabschluß** von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen.
2. Richtlinie 83/349/EWG des Rates vom 13. Juni 1983 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den konsolidierten **Abschluß**.
3. Richtlinie 84/253/EWG des Rates vom 10. April 1984 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über die Zulassung der mit der **Pflichtprüfung** der Rechnungslegungsunterlagen beauftragten Personen.
4. Richtlinie 90/605/EWG des Rates vom 8. November 1990 zur **Änderung** der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG über den **Jahresabschluß** bzw. den konsolidierten **Abschluß** hinsichtlich ihres Anwendungsbereichs.
5. Richtlinie 2001/65/EG des **Europäischen** Parlaments und des Rates vom 27. September 2001 zur **Änderung** der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässigen **Wertansätze**.
6. Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des **Europäischen** Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards.
7. Richtlinie 2003/38/EG des Rates vom 13. Mai 2003 zur **Änderung** der Richtlinie 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich der in Euro **ausgedrückten Beträge**.
8. Richtlinie 2003/51/EG des **Europäischen** Parlaments und des Rates vom 18. Juni 2003 zur **Änderung** der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie von Versicherungsunternehmen.
9. Richtlinie 2012/6/EU des **Europäischen** Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur **Änderung** der Richtlinie 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich **Kleinstbetrieben**.
10. Richtlinie 2013/34/EU des **Europäischen** Parlaments und des Rates vom 26. Juni 2013 über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter Rechtsformen und zur **Änderung** der Richtlinie 2006/43/EG des **Europäischen** Parlaments und des Rates und zur Aufhebung der Richtlinie 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates.
11. Richtlinie 2014/95/EU des **Europäischen** Parlaments und des Rates vom 22. Oktober 2014 zur **Änderung** der Richtlinie 2013/34/EU im Hinblick auf die nichtfinanzieller und die **Diversität** betreffender Informationen durch bestimmte **große** Unternehmen

und Gruppen.

12. Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of income tax information by certain undertakings and branches.